(三)　第一種大麻草採取栽培者が、その事務所に備えた帳簿に記載しなければならない事項として、発芽不能未処理種子、麻薬(七)の大麻草の加工の過程において製造された物に限る。以下この二において同じ。)及び播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量等を追加するものとした。(第一〇条第一項第一号、第三号及び第四号関係)

(四)　第一種大麻草採取栽培者が、その所有する大麻等につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときに都道府県知事に届け出なければならない事項として、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量を追加するものとした。(第一二条の二第一項関係)

(五)　第一種大麻草採取栽培者は、三の1の(四)に定める物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならないものとした。(第一二条の三第一項関係)

(六)　第一種大麻草採取栽培者は、(五)の含有量が基準を超える大麻草を栽培するに至ったときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならないものとした。(第一二条の三第二項関係)

(七)　第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする場合であって厚生労働省令で定めるときを除き、大麻草の加工(大麻草の成分の抽出その他厚生労働省令で定める行為を含む。以下この(七)及び(九)において同じ。)をしようとするときは、一月から六月まで及び七月から一二月までの期間(九)において「半期」という。)ごとに、加工のために使用する大麻草の品名及び数量並びに加工をする品目その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の許可を受けなければならないものとした。(第一二条の四第一項関係)

(八)　(七)の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、(七)の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすることとした。(第一二条の四第二項関係)

(九)　(七)の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者は、当該許可を受けた半期の期間経過後三〇日以内に、加工のために使用した大麻草の品名及び数量並びに加工をした品目その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとすることとした。(第一二条の四第三項関係)

(一〇)　厚生労働大臣は、(七)の許可を与えたとき、又は(九)の報告を受けたときは、速やかに、その旨及びその内容を都道府県知事に通知するものとした。(第一二条の四第四項関係)

(一一)　第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならないものとした。(第一二条の五関係)

(一二)　厚生労働大臣は、第一種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、又はその業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたときは、(七)の許可を取り消し、又は期間を定めて、(七)の大麻草の加工の中止を命ずることができるものとした。(第一二条の六第三項関係)

3　第二種大麻草採取栽培者

(一)　第二種大麻草採取栽培者について、一の4の大麻草研究栽培者に関する規定の対象に追加するものとした。(第一三条第一項及び第二項並びに第一五条第一項関係)

(二)　第二種大麻草採取栽培者について、第一種大麻草採取栽培者に関する規制に準じた措置を講ずるものとした。(第一六条第一項及び第一七条第一項関係)

4　大麻草の種子の取扱い

(一)　大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、他の大麻草栽培者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、厚生労働省令で定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならないものとした。(第一八条関係)

(二)　発芽不能未処理種子は、次のいずれかに該当する場合であって、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときを除き、輸入してはならないものとした。(第一九条第一項関係)

(1)　大麻草栽培者が輸入する場合

(2)　発芽不能未処理種子を輸入し、(一)の方法による処理をする場合

(三)　(二)の(2)に係る許可を受けた者は、発芽不能未処理種子を輸入した日から三月以内に、(二)の(2)に定める方法による処理をしなければならないものとした。(第一九条第二項関係)

(四)　(一)の方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならないものとした。(第二〇条関係)

(五)　厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻草の種子について必要な処分をすることができるものとした。(第二一条関係)

(六)　厚生労働大臣は、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定にかかわらず、大麻草に関する犯罪鑑識の用に供する目的で大麻草の種子を輸入し、又は譲り受けることができるものとした。(第二一条の二第一項関係)

(七)　同一人が二以上の大麻草栽培者の免許を有する場合には、大麻草の栽培の規制に関する法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなすものとした。(第二一条の三関係)

5　厚生労働大臣又は都道府県知事は、大麻草の栽培の規制に関する法律の施行のため特に必要があると認めるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻薬に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去させることができるものとした。(第二二条の三第一項関係)

6　大麻草の種子の取扱いの規制に関する罰則の規定の整備を行うこととした。(第二四条の六第四号及び第五号並びに第二六条第二号関係)

三　麻薬及び向精神薬取締法の一部改正関係

1　定義等

(一)　「大麻」とは、一の2の(三)の大麻をいうものとした。(第二条第一項第一号の二関係)

(二)　「麻薬中毒」とは、麻薬又はあへんの慢性中毒をいうものとした。(第二条第一項第二四号関係)

(三)　化学的変化(代謝を除く。)により容易に麻薬及び向精神薬取締法別表第一に掲げる物を生成するものとして政令で定めるものについては、麻薬とみなして、麻薬及び向精神薬取締法の規定を適用するものとした。(第二条第二項関係)

(四)　「六a・七・八・一〇a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔b・d〕ピラン―一―オール(別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類」を麻薬に追加するものとした。(別表第一第四二号関係)

(五)　「六a・七・一〇・一〇a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔b・d〕ピラン―一―オール(別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類」を麻薬に追加するものとした。(別表第一第四二号関係)

(六)　その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の(四)に定める物を含有する物であって、(四)に定める物以外の麻薬を含有しないものを、麻薬から除外するものとした。(別表第一第七八号ロ関係)